新規•更新

更新申請者 • 認定番号_

合法木材供給事業者認定申請書

令和 年 月 日

静岡県木材協同組合連合会長様

(申 請 者)

事業者の所在地:(〒420-8601)

静岡市葵区追手町 9-6

事業者の名称: 葵製材 株式会社

代表者職氏名:代表取締役社長 石川 太郎 印

T E L:054-252-3168
F A X:054-251-3483
Eメールアドレス:aoi-lumber@co.jp

県木連の認定を得て木材・木製品の合法性・持続可能性の証明を行いたいので、合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領第三の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 創業年、従業員数	創業年:1988(昭和63)年、従業員:7人
2. 取り扱う木材・木製品の主要品目、	主要品目:スギ、ヒノキ/建築用構造材 (樹種と品目)
年間取扱数量	年間取扱量:3,500m3(または該当単位)
3. 事業所の敷地、建物	別添配置図のとおり。(注①)
及び施設(土場、倉庫等)の配置状況	
4. 分別管理及び書類管理の方針	【基本方針】
	分別管理、書類管理の責任者を設置し、違法伐採対策に関する県木連の行動規範や合法性・持続可能性の証明に関する事業者認定実施要領を遵守し、合法木材の円滑供給につとめる。
	(管理責任者の氏名:工場長 石川 三郎)
	【運営方針】(注②)
	別紙のとおり。
5. 取得資格等(該当に丸印を付す。)	①ISO (9000、14000)、②木材業者登録、③県産材取扱業者認定、 ④間伐材チップ事業者認定、⑤木質バイオマス証明事業者認定、 ⑥UAS 認証(製材、2×4、合板、集成材、保存)、⑦AQ(木質建材認証)、 ⑧輸出梱包熱処理、⑨しずおか優良木材供給センター認定、 ⑩その他(
6. 所属する単位木協名	静岡木材業協同組合
7. 認定後の処理(合法ナビへの情報掲載)	1) Eメールアドレス(該当に丸印を付す。) ①Eメールアドレスの掲載を希望する ②E-メールアドレスの掲載を希望しない ③E-メールアドレスがない 2) 主たる認定業種(「ひとつ」だけ選択し、丸印を付す。) ①素材生産、②原木流通、③製材、④木材加工(チップ、集成材、合板、その他木質ボード)、⑤木材流通(製材、木材加工品の流通)、⑥木材製品(文具、家具、パレット等)、⑦紙・紙製品、⑧その他、⑨木材全般(①~⑤の業種)

注) ①配置図は A4 判とし、記載例を参考に「分別管理場所」を明確に記載してください。

②運営方針はA4 判とし、記載例を参考に「申請者独自」の方針を簡潔に記載してください。

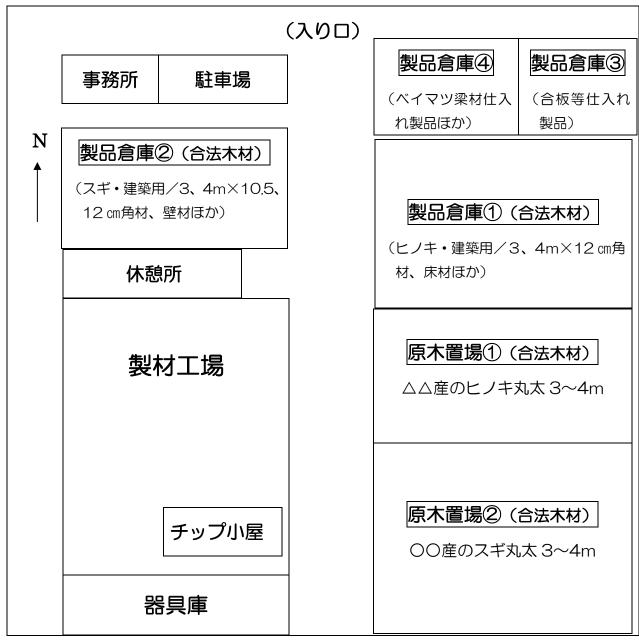
記載 例②

事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況

(事業	档	:	
(住	所	:	

(公道)←至○○

至○○→



- 注)①この配置図では、「現場における分別管理の実態」、すなわち工場、置場、倉庫等における「合法 木材」と「それ以外」(非合法木材)の仕分けを説明してください。
 - ②土場、倉庫、工場等における、原木、製材品の「分別管理」の状況について、樹種(スギ、ヒノキ、ベイマツ等)、品目(建築用、梱包用、家具用、土木用等/柱、梁、板等)、形状(径級、長さ等)、産地(天竜産、大井川産、カナダ産、インドネシア産等)など、現場管理の実態をできるだけ「具体的」に記入してください。
 - ③縮尺は任意で結構ですが、「方位」を入れてください。
 - ④入口に通じる公道を記載し、「至〇〇」を入れてください。

事業所の敷地、建物及び施設(土場·倉庫等)の配置図 (説 明 書)

申	請	者:)
(住		所:)
(管理	聖責任	I 者:)

配置図	区 分	管 理 品
番号	(原木置場、製品置場、製品倉庫の別)	(原木·製品の別、品目、産地、仕入れ先等)
1	原木 置場(合法木材)	ヒノキ丸太 4m (**産)
		ヒノキ丸太 6m(**産)
2	原木 置場	ベイマツ丸太 *m(**産)
		ベイツガ丸太 *m(**産)
3	製品 置場(合法木材)	ヒノキ 柱 *×*×*m
		ス ギ 柱 *×*×*m
		ス ギ 板類 *×*×*m
4	製品 置場	ベイマツ 梁、桁

6	製品 倉庫(合法木材)	ヒノキ 柱 *×*×*m
		ス ギ 柱 *×*×*m
		ス ギ 板類 *×*×*m
		ス ギ 梁桁 *×*×*×m
6	製品 倉庫	WW(ホワイトウッド)集成管柱、
		国産針葉樹合板、複合床材、***、***
		*、****、***など

注)

①簡潔明瞭:

短時間に数多くの書類審査を行うため、申請者の「現場管理の詳細」(どんな製品が、どこに管理されているのか)を「認定審査委員」によくわかるよう整理してください。

②別表処理:

特に、<u>管理場所が数多くある事業所、管理製品が多岐にわたるの場合</u>は、配置図にすべてを書き込みしないで、「原木置場」、「製品置場(仮置き場)」、「製品倉庫(上屋あり・常時保管場所)」等に区分し、各々何が置いてあるのか上記のような「説明書」を別表として添付してください。

③合法表示:

なお、認定申請の時点で、まだ仕入れる原木や製品に「合法証明書」が付いていなければ、原木置場や製品置場・同倉庫等に「合法木材」を表記することは適切ではありません。

記載例③(素材生産業者用)

素材生産業者が「配置図」の添付を省略する場合

		令和	年	月	В	
事業所の敷地、建物	加及び施設	(土場・	倉庫)	の配置		
	(事業所	后:)
	(住	所:)
下記の理由により)、標記の配置	図は添付 っ	できません	<i>h</i> 。		
	5					
当社(当事業所、私) 伐採現場が各地に移動す しませんので、「分別管理	るため、山土	場など特定	この原木置	置き場を有	∃	

注)素材生産業者が「現場配置図の添付を省略」する場合、該当事業者は、上記を参考にして「各社の実態」に合わせて、適宜記載してください。

記載例④(製材業&木材販売業用)

	くほう
(別	(紙)

令和	年	月	日作成
ココイロ		刀	ロルル

<u>運 営 方 針</u>

(事業)	听名:)
(住	所:)

1) 管理責任者の設置

*分別管理を適切に行うため、「

」を管理責任者として定める。

*管理責任者は、合法木材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

2) 分別管理の実施

- *原木(製材品)の入荷にあたっては、納品書等により合法木材であるか、それ以外の木材であるかを確認する。
- *原木の保管にあたっては、合法木材とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等で区分明示する。
- *製材等の加工にあたって、合法木材とそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- *製材品の出荷にあたっては、合法木材であることを確認のうえ、納品書を記載する。
- * **製材品の保管**にあたっては、合法木材を原料として製造した製材品と、それ以外の木材を原料として 製造した製材品が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等で区分明示する。

3)関係書類の管理

- * <u>管理責任者は</u>、合法木材及びそれ以外の木材に係る<u>原木消費量(製品仕入量)及び製品生産量(製品</u> <u>販売量)</u>を実績報告として取りまとめる。
- *合法木材の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- *証明書及び納品書、管理簿等の<u>関係書類</u>は、<u>5年間整理保管</u>する。
- 注) ①申請者の「業務実態」(製材業、木材販売業など) に応じて、文面は「アレンジ」が必要です。
 - ②本社(申請書・<mark>様式1</mark>)の住所と、配置図(工場、倉庫、土場など)の<u>住所が違う場合は、</u> 「運営方針」の事業所名の下に「現場の住所」を記入してください。「配置図」についても、 同様に「現場の住所」を記入してください。

記載例⑤(委託加工事業者用)

	ルイト
(別	紙)
\ /J!!	7K1 1. /

令和 年 月 日作成

運営方針

(住 所:)

1) 管理責任者の設置

*分別管理を適切に行うため、「

」を管理責任者として定める。

*管理責任者は、合法木材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

2) 分別管理の実施

- * **委託加工用の原木**や製材品の入荷にあたっては、納品書等により合法木材であるか、それ以外の木材であるかを確認する。
- *上記の原木の保管にあたっては、合法木材とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等で区分明示する。
- *製材等の委託加工にあたって、合法木材とそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- *製材品の出荷にあたっては、合法木材であることを確認のうえ、納品書を記載する。
- ***製材品の保管**にあたっては、合法木材を原料として製造した製材品と、それ以外の木材を原料として 製造した製材品が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等で区分明示する。

3)関係書類の管理

- *管理責任者は、合法木材及びそれ以外の木材に係る原木消費量(製品仕入量)及び製品生産量(製品 販売量)を実績報告として取りまとめる。
- *合法木材の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- *証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。
- 注) ①申請者の「業務実態」(製材業、木材販売業など) に応じて、文面は「アレンジ」が必要です。
 - ②本社(申請書・<mark>様式1</mark>)の住所と、配置図(工場、倉庫、土場など)の**住所が違う場合は、「運営方針」**の事業所名の下に「現場の住所」を記入してください。「配置図」についても、同様「現場の住所」を記入してください。

記載例⑥(素材生産者用)

(別	紙)		令和	年	月	日作成	
	<u>運 営</u>	方針					
		(事業所行 (住 序)
当社	‡(私は)違法な伐採に反対し、森林所存	言者ととも	に、森材	法等関	I 係法令	を遵守する	3 .
	理責任者の設置 別管理を適切に行うため、「		」を <u>管理</u>	責任者	ぎ として	定める。	
■分別管理の実施 * <u>管理責任者は</u> 、伐採作業に先立ち、伐採届、伐採許可書類等の <u>必要書類を確認</u> する。							
*管理	系書類の管理 <u>里責任者は</u> 、合法木材及びそれ以外の木 里簿に記載し、 <u>関係書類は5年間整理、</u>			量、出	荷・在廊	重等の情報	を

注)申請者の業務実態に応じて、適宜文面をアレンジしてください。